平成２２年（フ）第５９号
茨城県神栖市太田4148番地３
債務者　菅崎　泰弘
1　決定年月日時　平成22年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２２年（フ）第７２号
茨城県神栖市太田705番地253
債務者　日高　嘉美（旧姓山口・吉川）
1　決定年月日時　平成22年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２２年（フ）第７８号
茨城県鹿嶋市武井釜465番地１
債務者　井手　　学
1　決定年月日時　平成22年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
水戸地方裁判所麻生支部

平成２２年（フ）第１９２号
長野市大字徳間1544番地　グリンティヒルズＣ－305、前住所長野市大字南長野南石堂町1224番地４　フォレストハイツ206
債務者　大成ホームサービスこと　笠井　正美
1　決定年月日時　平成22年６月30日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第２４７号
兵庫県宝塚市米谷１丁目４番10号　メゾンデトワール206号
債務者　渋谷　博子
1　決定年月日時　平成22年６月29日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
神戸地方裁判所伊丹支部

平成２２年（フ）第１４３号
徳島県勝浦郡勝浦町大字生名字大前73番地９
債務者　清水　　亨
1　決定年月日時　平成22年６月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第１４４号
徳島県勝浦郡勝浦町大字生名字大前73番地９
債務者　清水幸喜代
1　決定年月日時　平成22年６月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２４８号
徳島市北島田町３丁目143番地の５
債務者　岸　　直人
1　決定年月日時　平成22年６月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２４９号
徳島県板野郡藍住町徳命字元村19―１、住民票上の住所徳島県板野郡藍住町奥野字乾43番地１
債務者　松原　陽子
1　決定年月日時　平成22年６月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２５１号
徳島市伊月町２丁目32番地の１
債務者　北川　裕也
1　決定年月日時　平成22年６月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２５６号
徳島市南矢三町３丁目７番12―304号
債務者　梶谷由美子
1　決定年月日時　平成22年６月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２６０号
徳島県小松島市和田島町字西林123番地の２
債務者　大和　初美
1　決定年月日時　平成22年６月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２６１号
徳島県小松島市和田島町字西林123番地の２
債務者　大和　浩之
1　決定年月日時　平成22年６月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２６２号
徳島県鳴門市撫養町黒崎字宮津138番地１、旧住所徳島県鳴門市撫養町黒崎字八幡７番地２
債務者　金谷美智明
1　決定年月日時　平成22年６月30日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第２６４号
徳島市新蔵町３丁目51番地
債務者　松田　俊治
1　決定年月日時　平成22年６月30日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第５５号
佐賀県唐津市西浜町１番41―２号
債務者　三浦　純子
1　決定年月日時　平成22年６月29日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年８月31日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２２年（フ）第５２号
山口県熊毛郡田布施町大字波野2150番地
債務者　岩本智恵子
1　決定年月日時　平成22年６月30日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年９月１日まで
山口地方裁判所岩国支部